c　信号機のない所で横断しようとする場合

横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くにない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。また、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

［(カ)・(キ)　略］

［(2)～(5)　略］

［３・４　略］

第５節　成人に対する交通安全教育

1　［略］

2　免許取得後の交通安全教育

免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1)　［略］

(2)　免許取得後の交通安全教育の内容

ア　四輪車の運転者に対する交通安全教育

(ア)　［略］

(イ)　危険の予測と回避

a　［略］

b　内容

(a)　［略］

(b)　道路を通行する他の者の特性

歩行者、自転車の利用者、二輪車の運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例を挙げて説明し、理解させる。

①　歩行者

交差点における右左折時の事故、信号無視又は走行中の車両の直前若しくは直後の横断による事故、飛び出しによる事故、道路の右側から横断してくる歩行者との事故等

［②・③　略］

［(c)・(d)　略］

(ウ)　［略］

(エ)　安全運転に必要な科学的知識の習得

a　［略］

b　内容

(a)　［略］

(b)　人間の生理と運転の関係

視力、深視力等の強弱及び明順応、暗順応、錯覚等の視覚の特性が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、飲酒時等の身体の機能の検査を実施するなどして飲酒等が運転に及ぼす影響を理解させ、計画的に運転すること及び体調を整えて運転することを指導する。

c　信号機のない所で横断しようとする場合

横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くにない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。また、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。

［(カ)・(キ)　同左］

［(2)～(5)　同左］

［３・４　同左］

第５節　成人に対する交通安全教育

1　［同左］

2　免許取得後の交通安全教育

［同左］

(1)　［同左］

(2)　免許取得後の交通安全教育の内容

ア　四輪車の運転者に対する交通安全教育

(ア)　［同左］

(イ)　危険の予測と回避

a　［同左］

b　内容

(a)　［同左］

(b)　道路を通行する他の者の特性

［同左］

①　歩行者

交差点における右左折時の事故、信号無視又は走行中の車両の直前若しくは直後の横断による事故、飛び出しによる事故等

［②・③　同左］

［(c)・(d)　同左］

(ウ)　［同左］

(エ)　安全運転に必要な科学的知識の習得

a　［同左］

b　内容

(a)　［同左］

(b)　人間の生理と運転の関係

視力、深視力等の強弱及び明順応、暗順応、錯覚等の視覚の特性が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、飲酒時等の身体の機能の検査を実施するなどして飲酒等が運転に及ぼす影響を理解させ、計画的に運転すること及び体調を整えて運転することを指導する。